

山梨県公報

第二千五百十三号

平成二十七年

五月二十八日

木曜日

目次

○貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	三四五
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	三四五
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	三四五
○道路の区域変更	三四五
○落札者の決定について	三四六
○社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録	三四六
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出	三四六
○遊漁規則の変更認可(二件)	三四七
○土地改良区役員の退任	三四八
○公共測量の実施	三四八
○都市計画の決定図書の縦覧(二件)	三四八
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)	三四八
○公安委員会	三四九
○自転車運転者講習の実施に関する規則	三四九

告示

山梨県告示第百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸

付金の元利償還金

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百五十番六及び二千九百九十一番五の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百四十九番一、二千九百五十番六、二千九百九十一番四及び二千九百九十一番五の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲府葦崎線
三 道路の区域

区 間	甲府市丸の内二丁目一番地先から 甲府市丸の内二丁目四番の三地先まで	
	新	旧
別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	三四・〇、 四五・五	一九・二 二・五
旧		二・五

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県総務部管財課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年三月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 株式会社富士美建
 - (二) 住所 山梨県都留市十日市場三 堀口アパート第一一十五号
- 五 落札金額 四千四百八十一万六千九百七十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成二十七年二月五日

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第八條第一項の規定により、次の者を登録研修機関として登録したので、同法附則第十七條の規定により公示する。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	住 所	事業所(研修機関)		登録年月日
		名 称	所 在 地	
株式会社プレゼンス・メディアカル	東京都港区赤坂八丁目五番四十号	株式会社プレゼンス・メディアカル	東京都港区赤坂八丁目五番四十号ベガス青山二百五十号室	平成二十七年四月二十四日
公益財団法人介護労働安定センタ―山梨支所	山梨県甲府市朝日一丁目三番十二号倉金ビル甲府北口二階	公益財団法人介護労働安定センタ―山梨支所	山梨県甲府市朝日一丁目三番十二号倉金ビル甲府北口二階	平成二十七年四月二十四日

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センタ―において、この公告の日から平成二十七年九月二十八日まで縦覧に供する。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者
 - 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸
 - 2 住所

東京都台東区上野七丁目十四番四号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ上今井店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市上今井町七百六十九番外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり

- 3 変更年月日
 - 平成二十七年十二月十六日
 - 届出年月日
 - 平成二十七年四月十五日
- 4 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 遊漁規則の変更認可
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
 平成二十七年五月二十八日

- 一 漁業権者の名称及び住所
 山梨県知事 後 藤 齋
 小菅村漁業協同組合 北都留郡小菅村四千三百八十三番一
- 二 漁業権の免許番号
 内共第七号
- 三 認可に係る変更内容
 小菅村村営第一釣場の特別遊漁料について、次のように改めることとした。

魚種	釣り方	期間	特別遊漁料	中学生以下の特別遊漁料
やまめ・いわな	餌釣り	一日	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円

にじます	餌釣り	半日（四時間）	三、〇〇〇円	/
	疑似餌釣り	半日（四時間）	二、五〇〇円	/
やまめ・いわな ・にじます	再放流	一日	三、五〇〇円	一、八〇〇円
	再放流	四月一日から九月三十日まで	二、五〇〇円	一、三〇〇円
	再放流	四月一日から九月三十日まで	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行日
 平成二十七年六月一日

● 遊漁規則の変更認可
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
 平成二十七年五月二十八日

- 一 漁業権者の名称及び住所
 山梨県知事 後 藤 齋
 桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地
- 二 漁業権の免許番号
 内共第八号
- 三 認可に係る変更内容
 - 1 遊漁についての制限内容に次の変更を行うこととした。
 - (一) あゆの友釣の区域について、上野原市松留字上の山三十一番地の標柱（左岸）と同市鶴島字横大附二千七百六十九番地の標柱（右岸）を結ぶ線から上流の桂川本流及び笹子川、葛野川並びに同市松留百四十九番地先標柱の東京電力放水路出口から上流の鶴川の区域を、山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点と同交点から三百十度の直線と対岸との交点とを結ぶ直線から上流の桂川本流並びに支流の鶴川、葛野川及び笹子川の区域に変更する。
 - (二) あゆの自由釣の区域について、上野原市松留字上の山三十一番地の標柱（左岸）と同市鶴島字横大附二千七百六十九番地の標柱（右岸）を結ぶ線から下流の桂川

及び同市松留百四十九番地先標柱の東京電力放水路出口から下流の鶴川の区域を削り、大月市富浜町堀の内地内の虹吹橋から上流同市大月三丁目地内の浅利橋までの間の桂川本流の区域を、大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点と同地点から二百九十度の直線と対岸との交点とを結ぶ直線までの桂川本流及び笹子川の区域まで延長する。

2 桂川駒橋発電所の上下二百七十メートルの区域内においては、遊漁をしてはならない期間を一月一日から十二月三十一日まで（周年）とする。

変更後の遊漁規則の施行日
平成二十七年六月一日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年五月二十八日

一 退任 山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中込 博文	南アルプス市西野二二六三二	平成二十七年五月一日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年五月十九日から平成二十七年六月三十日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により富士吉田市長か

ら次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画特別用途地区（観光交流地区）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により富士河口湖町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画特別用途地区（観光業務・文化交流拠点地区）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士吉田市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士河口湖町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

自転車運転者講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 小 野 堅太郎

（目的）

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第十四条に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（受講の命令）

第二条 公安委員会は、道路交通法第百八条の三の四の規定による命令を決定した場合、は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「府令」という。）第三十八条の四の四の自転車運転者講習受講命令書（以下「命令書」という。）を被命令者に交付するものとする。

2 命令書は、手交するものとする。

3 公安委員会は、被命令者に出頭を通知する際に日程調整を行い、命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

（命令した旨の通知等）

第三条 公安委員会は、受講命令を行う場合は、当該受講命令の被命令者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、受講命令を決定した公安委員会（以下「命令

公安委員会」という。）として、被命令者の現在の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に、命令を決定した旨の通知（以下「通知」という。）を行うものとする。

2 通知は、命令通知書（第一号様式）を送付して行うものとする。

3 公安委員会は、前二項に規定する通知に併せて、被命令者に対する命令書の交付を住所地公安委員会に依頼して行うこと（次項において「命令執行依頼」という。）ができるものとする。

4 公安委員会は、他の都道府県の命令公安委員会から通知及び命令執行依頼を受け、住所地公安委員会として被命令者に命令書を交付した場合は命令執行通知書（第二号様式）を、被命令者が住所地にいない場合は命令書返送書（第三号様式）を当該命令公安委員会に遅滞なく送付するものとする。

（受領書の徴収）

第四条 公安委員会は、命令書を交付する際は、被命令者から自転車運転者講習受講命令書受領書（第四号様式）を徴するものとする。

（講習）

第五条 自転車運転者講習は、府令第三十八条第十四項の規定に従い、自転車運転者講習の講習科目及び時間割（別表）に基づき行うものとする。

2 自転車運転者講習は、公安委員会が認める施設において行うものとする。

3 自転車運転者講習は、原則として交通警察に従事する警部補以上の警察官又はこれに相当する職員で、交通安全教育の実務経験が豊富なものが実施するものとする。

4 自転車運転者講習を終了した者には、自転車運転者講習終了証書（第五号様式。以下「講習終了証書」という。）を交付し、副本を保管するものとする。

5 前項の講習終了証書を交付された者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したときは、再交付申請書（第六号様式）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

6 前項に規定する申請において、住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合は、現住所地を管轄する公安委員会を経由して申請させるものとする。

（講習の委託）

第六条 自転車運転者講習は、府令第三十八条の三の要件を充たすと公安委員会が認められた者に委託することができる。

2 前条第四項及び第五項に規定する交付の手続は、前項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行うことができる。この場合において、受託者は、講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。

3 受託者は、自転車運転者講習を実施した都度、自転車運転者講習実施結果報告書（

第七号様式)により、原則として講習実施当日に公安委員会に報告するものとする。
(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

別表（第5条関係）

自転車運転者講習の講習科目及び時間割

項目	内容	講習時間
オリエンテーション	事前説明	5分
テスト	交通ルール等に係る理解度チェック	20分
体験談紹介	被害者、被害者遺族等の声	15分
事例紹介・疑似体験	受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験	20分
体験談紹介	事故時の自転車運転者の責任	15分
自転車ルールの徹底	自転車の運転ルール	20分
個人ワーク討議等	危険行為に関する学習	40分
再検査	交通ルール等に係る理解度の再チェック	10分
総括	講習の総括	35分
講習時間合計		180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

命 令 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する次の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済み) (・ 未交付)
	貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし)
	自転車運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

命 令 執 行 通 知 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

命 令 書 返 送 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった次の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

山梨県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分 から 午後

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実施機関

印

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

第6号様式（第5条関係）

山梨県公報 第二千五百十三号 平成二十七年五月二十八日

年 月 日

再交付申請書

実施機関 殿

住所

氏名

印

年 月 日生

私は、 年 月 日に において
自転車運転者講習を受講しましたが、次の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

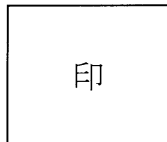
第7号様式 (第6条関係)

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

講習受託者名
代表者



次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

備考